

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

親会社の勤務期間を含めて退職手当の計算をする場合

Q：当社の退職給与規定では、親会社からの転籍者については、親会社の勤続期間と当社の勤続期間を通算して計算した退職手当等の額から親会社で支払われた退職手当等の額を控除して退職手当を支払うことにしています。この場合、退職所得控除額はどのように計算するのでしょうか。

A：貴社と親会社との勤続期間を合計して計算した勤続年数に対応する退職所得控除額から、親会社の勤続年数に対応する退職所得控除額に相当する額を控除した残額が、今回の退職所得控除額となります。

【解説】

退職手当等の支払金額の計算上、他の者のもとにおいて勤務していた期間を勤続期間に含めて計算することが退職給与規定等において明らかに定められている場合に限って、その他の者のもとの勤続期間を貴社における勤続期間に加算したところで勤続年数を計算することが認められます。

ご質問の場合は、貴社と親会社との勤続期間を通算したところで勤続年数を計算することになりますが、前に親会社から退職手当等の支給を受けていますので、今回の勤続年数に対応する退職所得控除額から親会社の退職手当の計算の基礎となった勤続期間に対応する退職所得控除額に相当する額を控除した残額が、今回の退職手当の退職所得控除額となります。

